

Title	巻頭言「国籍離脱の自由」の反語的意義：東アジア社会のグローバル化の源流との関連において
Author(s)	阿久戸，光晴
Citation	聖学院大学総合研究所紀要, No.30, 2004.9：3-5
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4032
Rights	



聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

巻頭言 「国籍離脱の自由」の反語的意義

——東アジア社会のグローバル化の源流との関連において——

聖学院大学総合研究所副所長
聖学院大学学長

阿久戸 光晴

任那の謎。通俗的日本史理解においては、数々の謎が存在する。『日本書紀』によれば、四く六世紀ころ朝鮮半島南部にあつた伽耶諸国のうち、現在の慶尚南道金海付近に存在していた金官国に大和朝廷が日本府を置き、任那と呼んでいたとされる。不思議なことは、大和朝廷政権が北海道を除く日本各地の支配の掌握力を磐石ならしめるに反比例して、任那は衰退化し、同政権の朝鮮半島の橋頭堡が弱体化していくという点である。日本書紀の記述が仮に正しいとしても、なぜ権力基盤の弱かった初期の大和朝廷が朝鮮に、それ以降では考えられないような強力な足がかりを海を越えて持ち得たか、ということである。まったくの仮説であるが、出自がノルマン人のウィリアム二世がフランスからイギリスへ攻め込んで征服した一〇六六年のノルマン・コンクウェストを七く八百年ほど遡らせて東アジアで類似の事件が発生していたとすればどうであろうか。ノルマン王朝およびその後継王朝の

イギリス支配を強化するに逆比例して拠点地の欧州大陸から駆逐され、英仏百年戦争での一四五三年のカレー喪失で終焉を迎える。同様に、当時の日本の支配者も中国大陸の東端部から四世紀以前に日本へ攻め込み征服し、日本掌握と反比例的に朝鮮拠点は衰退し五六二年の任那を含む伽耶滅亡、六六三年の白村江の敗戦による全拠点の喪失という事態を迎えたと考えるのは妄想であろうか（なお、岸田秀氏が類似のことを考えておられることを最近知った）。少なくともはつきり言えることは、近代的国家概念で地域を考える限界の点である。国境線が厳然と存在する時代はかなり後年である。それまで人々は、遮るものがなければある程度自由に地域空間を移動していたと考えられる。国家・民族ナシヨナリズムは近代思想の落とし子である。古代の中国、朝鮮半島、台湾その他東アジア地域には、現在のわれわれが想像するところをはるかに超えて、容易な移動と深い交流があったと推定できる。そこが住みやすく生計をたてるに便宜があると判断される時、人は定住して行つたであらう。

ところで、一九四六年公布の『日本国憲法』第二二条第二項に「国籍離脱の自由」が保障されている。「外国移住の自由」と交錯しつつも異なるこのような規定は、一八八〇年の『大日本帝国憲法』には無論「居住・移転の自由」以外存在しないし（事実大日本帝国憲法時代の国籍法では日本人がその一方的な意志だけで日本国籍を離れることを原則認めなかった）、その憲法に大きな影響を与えた一八五〇年の『プロイセン憲法』にも「国外移住の自由」を除いて存在しない。一方、一九四八年の『世界人権宣言』第一五条に「国籍変更の権利」が「国籍を剥奪されない権利」とあわせて規定されている。個人の特定の国家との関係は、生まれながらの必定ではなく、各個人の意志によつて規定される。この日本国憲法の条項は法制史上大変珍しく、旧大東亜共栄圏に強制的に入れられた諸国民の権

利に配慮して草案がつくられたとも考えられる。それはともかく今日の日本国は、日本国籍を有することを欲する者によつて構成される原則によつて立っている。

「万世一系」の伝統の中にたまたま生を受けた人々によつて構成される国家というヴィジョンは歴史的産物であろう。ひとりの国民があえて生まれながらの国籍を保持し続ける意志は、その国がいかなる国家であるか、いかなる国家体制で営まれるかを明確化することにかかつていく。その明確な宣言は憲法にほかならない。近現代的意味においてますますグローバル化し、諸価値の繚乱する東アジアを含む環太平洋地域において、普遍性と固有性の価値をあわせ持つ日本国憲法体制の堅持こそが、日本国籍を有し続ける構成員の求心力に益々なつていくであらう。